

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿  
国土交通省大臣認可水道事業者 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
水道事業課長  
(公印省略)

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（通知）

令和 6 年能登半島地震では、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。これは、宅内配管工事を担う地元市町の業者の数が宅内配管の被害の規模に比して少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により、宅内配管の業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされています。

災害その他非常の場合にあつて、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にすることにより、宅内配管の復旧に対応する業者を確保する必要があります。

本件に対応するためには、指定給水装置工事事業者制度を導入している各水道事業者において供給規程等を改正する必要がある場合が考えられるため、以下の記載例を参考とし、改正の要否等についてご検討いただくようお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部局におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者へ周知をお願いするとともに、貴管内の管工事組合と連携できる体制の構築についてご検討いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である旨を申し添えます。

【供給規程の記載例】

第〇条 給水装置工事は、市（町村）長又は市（町村）長が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長又は他の市（町村）長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。